

企業行動憲章 改定のポイント

2010年9月14日
(社)日本経済団体連合会

前文	<p>◇企業は「利潤を追求するという経済的主体である」という捉え方から、「付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担う」べき存在であると、より前向きに位置付け。</p> <p>◇10原則全体にわたる前文の結びにおいて、「高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく」ことを強調。</p>
第1条	<p>◇法律用語に照らし、食品や金融商品など対象をより広く捉える観点から、「製品」を「商品」に変更。</p> <p>◇消費者政策への関心の高まりを踏まえ、商品・サービスの提供にあたり、安全確保の重要性を強調。</p>
第2条	(条文修正なし)
第3条	<p>◇本条を「企業の情報開示・コミュニケーション、情報の管理」を規定する条項と位置付け、「個人情報・顧客情報の保護・管理」を第1条から移動。</p>
第4条	(条文修正なし)
第5条	<p>◇環境問題への認識の高まりを踏まえ、環境問題への取り組みを企業の存続に必須の要件として位置付け、主体的に行動することを強調。</p>
第6条	(条文修正なし)
第7条	<p>◇反社会的勢力の対象・手口が変化したことを受けて、「関係遮断を徹底する」というより踏み込んだ表現を追加。</p>
第8条	<p>◇国内と国際を区別するような記述を改める趣旨から、「事業活動のグローバル化に対応し」に変更。</p> <p>◇国際的に人権問題への関心が高まっていることを受け、人権を含む各種の国際規範を尊重すべきことを明記。</p>
第9条	<p>◇企業グループ全体として、企業倫理の徹底とCSRの推進に取り組むべきことを強調。同時に、サプライチェーンを含む取引先等へも取り組みを促すよう明記。</p>
第10条	(条文修正なし)